

恩給給与細則等の一部を改正する省令の概要

総務省政策統括官（恩給担当）

1 改正の概要

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行に伴い、所管する省令について所要の改正を行うもの

2 改正対象の省令

- 恩給給与細則（昭和28年総理府令第67号）
- 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定により給すべき扶助料又は改定すべき扶助料の請求手続に関する省令（昭和31年総理府令第93号）
- 国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令（平成18年総務省令第49号）
附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則（昭和33年総理府令第41号）
- 恩給法等の一部を改正する法律附則第十三条の規定により給すべき特例傷病恩給の請求手続に関する省令（昭和46年総理府令第33号）

3 改正内容

2の省令の書式中、「懲役」、「禁錮」を引用する書式のうち改正が必要な10書式について、「懲役」、「禁錮」を「拘禁刑」に改める等、規定の整理を行うもの

なお、当分の間、刑法等一部改正法による改正前の「懲役」、「禁錮」の刑に処せられた者からの請求が見込まれると考えられるため、「拘禁刑」と刑法等一部改正法による改正前の「懲役」、「禁錮」を併記することとしている。

4 施行期日

令和7年6月1日（刑法等一部改正法の施行日）